

令和4年9月5日（月）
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

記者発表資料



国道20号 新山梨環状道路（しん やまなし 広瀬～ひろせ さくらい 桜井）の 事業の進捗について、お知らせします。

～令和4年9月5日に都市計画事業承認・認可の告示がされました～

甲府こうふ外郭環状道路は、甲府市都市圏における交通の円滑化と、甲府市と周辺市町村間の連絡強化などを目的とした全長約43kmの都市計画道路で、北部区間、東部区間、西部区間、南部区間によって構成されています。このうち、西部区間は中部横断自動車道ちゅうぶおうだんとして平成16年3月、南部区間は平成21年3月に全線開通しており、東部区間は山梨県において整備中、北部区間は、ふえふき 笛吹市石和町いさわひろせ 広瀬の国道20号から、再度国道20号に接続する甲斐市宇津谷かいうつやまでの延長約17kmの道路であり、ふえふき 笛吹市石和町いさわひろせ 広瀬～甲府市桜井間及び甲斐市牛匂～甲斐市宇津谷間を国土交通省において整備を進めています。

国土交通省甲府河川国道事務所では、平成28年度より国道20号新山梨環状道路（広瀬～桜井）の延長約2kmについて、事業に着手し、整備を進めています。

このたび、令和4年9月5日に新山梨環状道路（広瀬～桜井）について、都市計画事業の承認・認可の告示がされたので、お知らせします。

今後、地権者等の方々に都市計画法第66条に基づく、説明会を開催し、用地買収に着手していきます。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、山梨県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所

TEL：055-252-5491（代表）

○ 副所長 本住 武司（もとすみ たけし）

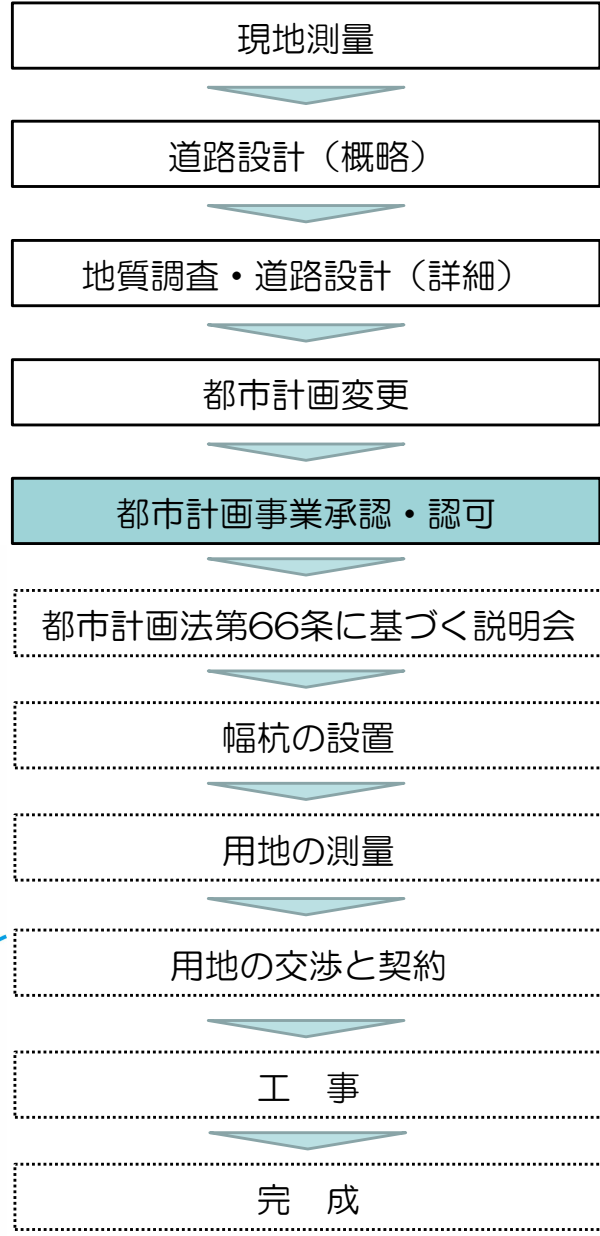
○ 地域防災調整官 松川 洋一（まつかわ よういち）

事業の流れと現在の進捗状況

新山梨環状道路（広瀬～桜井）延長約2 kmについては、令和3年12月16日に都市計画変更を実施しました。

今回、令和4年9月5日に都市計画事業の承認・認可が告示されました。

今後、地権者等の方々に都市計画法第66条に基づく説明会（都市計画事業承認・認可の内容、設計内容、用地取得の流れを説明）を開始し、用地買収に着手してまいります。



位置図



平面図



※保留区間：収用または使用の手続きを保留する区間 2/4

都市計画事業承認・認可とは

- 都市計画事業承認・認可とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認・認可を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通大臣が事業を施行することの承認・認可をこのたび受けたものです。
- 都市計画事業承認・認可の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

1. 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合には、各事業施工地の市長の許可が必要となります。

2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

施行者公告以降（公告日の翌日から起算して10日を経過した後）は、収用部分において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります。届出後30日以内は売買が行えない等の制限があります。

3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求できます。買い取る土地価格は所有者と施行者が協議をして定めることとされています。

ただし、その土地に他人の権利が設定されている場合やその土地に建物や工作物、立木がある時は請求することができませんのでご注意ください。

※詳しくは、甲府河川国道事務所ホームページをご確認ください。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

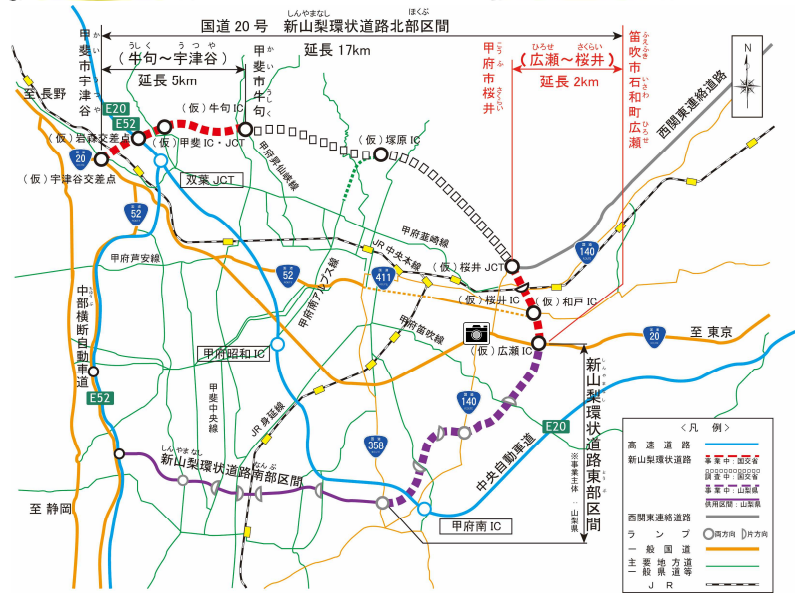
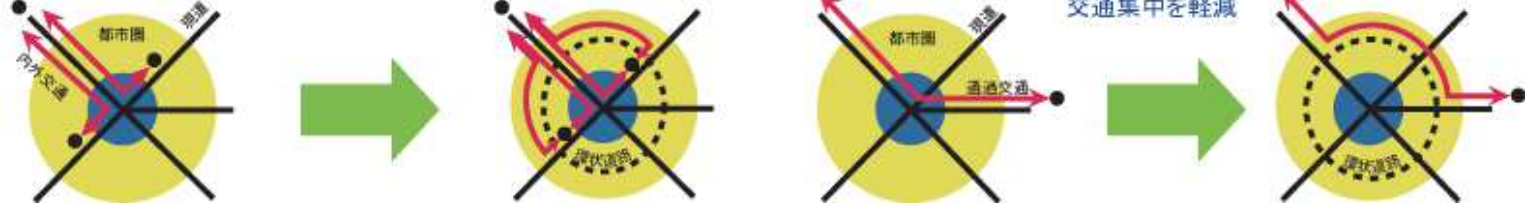
新山梨環状道路（広瀬～桜井）

【事業の効果1】

甲府中心市街地の通過交通の排除や流入交通の分散により、国道20号や国道140号、主要地方道甲府韮崎線など甲府圏域内の幹線道路の朝夕の慢性的な交通渋滞の緩和や交通事故の減少が期待されます。

内外交通の分散導入 都市圏外と沿線地域間の交通は環状道路によって分散導入され、交通集中を回避

通過交通の流入抑制 甲府市中心部に目的を持たない通過交通をバイパス機能によって、転換させ交通集中を軽減

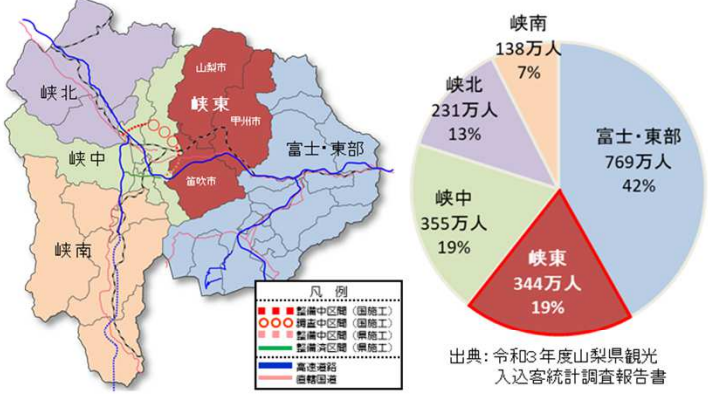


📷 国道20号の渋滞状況 (2022年7月17日撮影)

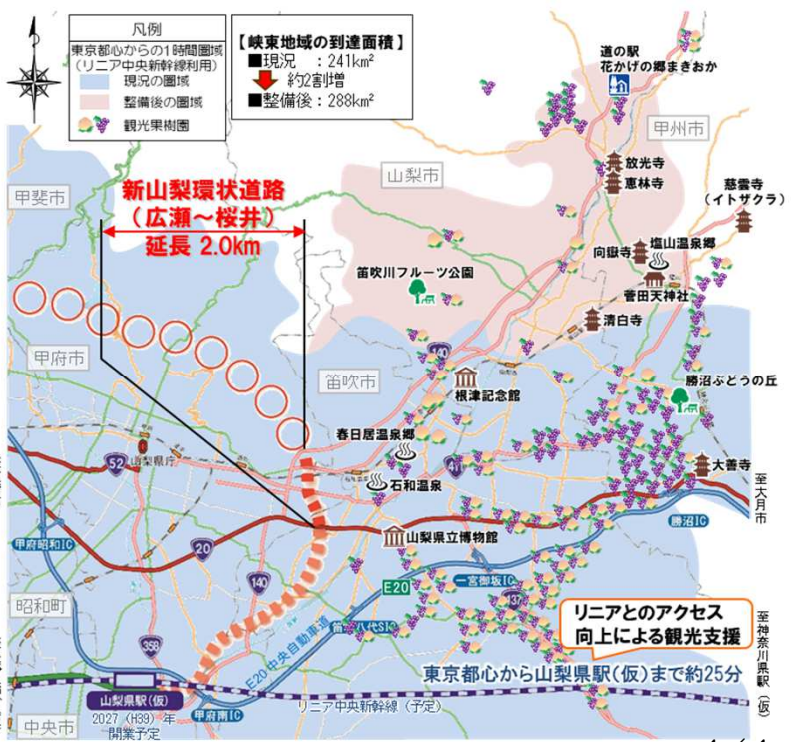
【事業の効果2】

峡東地域は富士・東部地域に次いで観光入込客数の多い地域であり、名勝である恵林寺やモモ・ブドウの生産を活かした観光果樹園などの観光地が点在しており、新山梨環状道路とリニア中央新幹線の整備の相乗効果により、峡東地域における東京都心からの1時間圏が拡大し、観光客増加に寄与します。

■圏域別観光入込客数



■峡東地域の観光地



【実績】名勝(文部科学大臣選定)